

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田	
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}
アクリナトリン	0.042	—	—	0.000013	—
クロロタロニル (TPN)	0.047	0.0038 ^{※1}	— ^{※2}	0.0021 ^{※1}	0.00098 ^{※3}
ジフルベンズロン	0.05	—	—	0.00021	—
タウフルバリネート (フルバリネート)	0.01	—	—	0.000028	—
プロベナゾール	0.02	—	0.00051	0.00016	—

網掛け：水濁基準値案の 10 分の 1 以上の PEC

※1：クロロタロニル (TPN) は、水田 PEC Tier1 と非水田 PEC Tier1 の合算値が、水濁基準値案の 10 分の 1 以上。

※2：水質汚濁性試験成績が提出されていないため、未算出。

※3：事務局算出値。水田 PEC Tier1 と非水田 PEC Tier2 の合算値が、水濁基準値案の 10 分の 1 以上。

2. 基準値設定後の対応

クロロタロニル (TPN) については、第 1 段階水濁 PEC が水産基準値案の 10 分の 1 以上であったため、非水田第 2 段階水濁 PEC を算出したが、水田 PEC Tier1 と非水田 PEC Tier2 の合算値は水濁基準値案の 10 分の 1 以上であった。このため、他の優先すべき農薬での実施状況、出荷量、普及率等を踏まえつつ水質モニタリング調査の実施について検討することとする。